

利用契約書・重要事項説明書

特定非営利活動法人 パレット&キャンバス
障害児通所支援事業所 キャンバスアート
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

キャンバスアート利用契約書

(以下「保護者」という。)と特定非営利活動法人パレット&キャンバス(以下「事業者」という。)
は、児童福祉法に基づいて提供する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 キャンバスアート(以下「事業所」という。)の利用について、次の通り契約します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、児童福祉法並びに障害者総合支援法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、事業所が作成する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援計画書(以下「計画書」という。)に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、受給者証の支給決定期間までとし、保護者と事業者双方から申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援計画)

第3条 事業所は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、計画書を作成します。

2 事業所は、計画書の内容について利用者又はその家族に対して文書を作成し、同意を得ることとします。

3 事業所は、計画書作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上計画書の見直しを行い、必要に応じて計画書の変更を行います。変更については利用者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

(事業の主たる対象とする障害の種類とサービス内容)

第4条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障害種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービス内容を提供します。

2 児童発達支援管理責任者・指導員等のサービス従業者(以下「従業者」という)が提供するものとします。

3 事業所は、利用者の障害の程度又は利用者等の希望によって作成した計画書に基づき、各種活動や療育活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

(利用料金)

第5条 保護者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援並びに指定障害福祉サービス等の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので、保護者が直接支払う必要はありません。

2 保護者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。

(利用料の支払い方法)

第6条 保護者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者支払います。

2 事業者は、利用料金に関わる請求書を、翌月10日までに利用者へ送付します。

3 保護者は、請求があった利用料金について、事業者が指定する期日までに支払います。

4 事業者は、保護者から利用料金の支払いを受けた時は、保護者に領収証を交付します。

5 支払いが滞った場合については、一時的にサービス提供を停止することがあります。

(説明義務)

第7条 事業者及び事業所は、契約に基づく内容について、保護者の質問等に対して適切に説明を行います。

(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)

第8条 事業者及び事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

(緊急時の援助)

第9条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

2 前項のほか、事業所は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者及び事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（秘密の保持）

第 11 条 事業者及び事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持する義務を負います。

2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者等に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4 事業者及び事業所は、利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合は、利用者やその家族等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

（苦情解決）

第 12 条 利用者やその家族等は、事業所が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口並びに都道府県社会福祉協議会に苦情を申し立てることができます。

2 事業所は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。

3 事業者及び事業所は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

（契約の終了）

第 13 条 保護者は、30 日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、保護者はただちにこの契約を解除することができます。

（1）事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合

（2）事業者が第 11 条に定める（秘密の保持）に違反した場合

（3）事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合

（4）他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4 前項にかかわらず、利用者やその家族等が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

（1）保護者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

（2）利用者やその家族等が、故意又は重大な過失により、他の利用者・事業者・職員等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(3) 保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 利用者やその家族等がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。

(5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。

(6) 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

(7) 利用者やその家族等が通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合

(事故と損害賠償)

第 14 条 事業者及び事業所は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとします。

3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者やその家族等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

(2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

(身体拘束等の禁止)

第 14 条の 2 事業者及び事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合は、必要な説明を行うとともに、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(感染症・食中毒予防、業務継続及び安全計画)

第 14 条の 3 事業者及び事業所は、感染症及び食中毒の予防、業務継続計画並びに安全計画に基づき、必要な研修、訓練、点検及び見直しを行い、安全で継続的なサービス提供に努めます。

(利用者の損害賠償)

第 15 条 利用者やその家族等の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業員・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

(協議事項)

第 16 条 この契約に定めない事項については、児童福祉法、その他関係法令に従い利用者等が信義に従い誠実に協議し決定します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(保護者)

利用者氏名

住所

氏名 印

利用者との関係 ()

(事業者及び事業所)

事業所住所 〒899-4322 鹿児島県霧島市国分福島 2-2319-8 事業所名 キャンバスアート事業者住所 〒
899-5101 鹿児島県霧島市隼人町住吉 295-1 代表者名 特定非営利活動法人 パレット&キャンバス理事長
島田 麻也子 印

重要事項説明書

障害児通所支援事業所 キャンバスアート

(児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

当事業所は、利用者に対して下記事業を提供する上で、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

事業者

名称	特定非営利活動法人パレット&キャンバス
所在地	鹿児島県霧島市隼人町住吉 295-1
電話・FAX 番号	0995-55-8383
代表者氏名	理事長 島田 麻也子
設立年月	令和3年3月1日

事業所の概要

事業所の種類	指定障害児通所支援事業所
事業所の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
指定事業所番号	4651900377
事業所の名称	キャンバスアート
事業所の所在地	〒899-4322 鹿児島県霧島市国分福島 2-2319-8
連絡先	080-7422-2155
管理者	島田 麻也子
児童発達支援管理責任者	島田 麻也子
開設年月日	令和7年3月1日
事業の目的及び運営方針	利用者が日常生活能力向上における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活及び社会生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うことを目的とする。

3. 職員体制

管理者	1名(兼務)	管理者は、職員の管理、利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている支援実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	1名(兼務)	児童発達支援管理責任者は、支援サービス計画を作成し、少なくとも6カ月に1回以上見直しを行う。サービスを利用する利用者に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
児童指導員	名(常勤) 5名(兼務)	個別支援計画書に基づき利用者及びその家族に対し適切に指導等を行います。
訪問支援員	1名(兼務)	個別支援計画に基づき、利用者の所属施設へ訪問し、施設におけるスタッフおよび利用者への支援を行う。

当事業所では、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。

なお、職員の配置については、児童福祉法と障害者総合支援法の指定基準を遵守しています。

4. 事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下の通りです。

居室	設備	室数	目的
指導訓練室	冷暖房・各種教材・運動器具	1	活動（制作活動・集団活動等）
相談室	冷暖房	1	個別指導・学習指導等を行う。児童・保護者面談等をする
静養室	冷暖房	1	
トイレ		2	男子用・女子用

5. 営業時間とサービス提供時間

<p>営業日・営業時間</p>	<p>月曜日～金曜日・9:00～17:00 ただし、国民の祝日、お盆休み・年末年始等を除く。 【児童発達支援・指定放課後等デイサービス・指定保育所等訪問支援】 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、GW・お盆休み・年末年始等を除く。利用者への支援は、下記、営業時間内・サービス提供時間内での提供が基本となりますが、保護者や関係機関のご都合等止むを得ない事情により、事業所の休業日・時間外で支援を提供する必要が生じた際は、事前に相互の相談の上、実施する場合があります。</p>
<p>支援提供日時間</p>	<p>【児童発達支援】 水曜日・木曜日 9時から15時までとする。 (保育園休業日も同様) 【放課後等デイサービス】 個別サポートⅢ：月曜日・火曜日・金曜日 9時から15時までとする。 (学校休業日も同様) 通常放デイ：月曜日 から 金曜日 15時から17時までとする。 (学校休業日も同様) 【保育所等訪問支援】 月曜日から金曜日 9時から16時までとする。</p>
<p>利用定員</p>	<p>【児童発達支援・放課後等デイサービス】 合計10名 【保育所等訪問支援】 定めなし</p>
<p>主たる対象者</p>	<p>発達障害児</p>
<p>通常事業の実施地域</p>	<p>霧島市国分・隼人地区</p>

※自然災害等、又は業務の都合により変更になる場合があります。

※利用者への支援は、営業時間内・サービス提供時間内での提供が基本となりますが、保護者や関係機関のご都合等止むを得ない事情により、事業所の休業日・時間外で支援を提供する必要が生じた際は、事前に相互の相談の上、実施する場合があります。

6. サービス内容

<p>児童発達支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・生活：身辺処理、日常生活動作等 ・運動・感覚：球技・乗用玩具・スポーツ、創作的活動(ものづくり、絵画、工作、園芸)等 ・認知・行動：ソーシャルスキルトレーニング、ルールのある遊び ・言語・コミュニケーション：会話、話し合い活動・ ・人間関係・社会性：小集団・大集団での活動・レクレーション等 ・保護者支援
----------------------	---

放課後等 デイサービス	上記に加え ・基礎学習支援 ・余暇・居場所支援
保育所等訪問	・利用者の自宅または保育所・学校等施設への訪問による支援 ・集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援 ・支援者へ実効性のある支援方法を提案 ・お子様の様子や支援状況等の情報共有 ・保育所等への移行推進に向けた支援 ・利用者やその家族との相談・援助 ・お子様に関わる環境全般との連携、効果的な支援を確保・促進
送迎支援	通所事業実施地域内での、学校から事業所、事業所から自宅または所属先へのお子様の送迎。

7. サービス利用料金

(1) サービス利用料金

利用者負担	<ul style="list-style-type: none">・ サービス利用料金は厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額となります。（児童福祉法第21条の5の2の第4項）※法改定により変動・ 現在、未就学児童の保護者負担額はありません。・ 市町村負担分は事業所が市町村から代理受領します。市町村が定めた利用者負担額をお支払い頂きます。現在、霧島市では、就学児童のサービス利用料金1割に当たる保護者負担額が独自助成対象となるため保護者負担は生じません。※保育所等訪問に関しては1割の保護者負担額が生じます。
その他料金	<ul style="list-style-type: none">・ サービス提供に要する費用のうち、給付費支給の対象でないものは、実費を頂くことがあります。（創作活動、レクリエーション活動等）・ 保育所等訪問支援における実施地域以外の利用者に対しては、事業所から訪問先まで片道10キロメートル以上の場合、10キロメートル毎に100円頂戴します。
お支払方法	<ul style="list-style-type: none">・ 料金は1カ月ごとに計算して請求するため、利用翌月末日までに保護者に通知します。支払いは事業所指定日までに現金でお支払いください。

※お支払いが3か月以上遅延し、当事業所が催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合は、契約を解約することがあります

8. 利用のキャンセル・変更について

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

(1) サービスの中止、変更は利用日の3営業日前までにご連絡ください。

(2) 利用者の急な体調不良等やむを得ない理由で、利用予定の3営業日前以後になって中止の申し出をされた場合は、一月に4回まで欠席時対応加算（94単位）が算定されます。例）3営業日前 ⇒ 前々日・前日・利用日 → 3営業日前以後は加算が算定されます

(3) 利用日までに連絡が無く欠席された場合は、取消料として利用料金10割負担相当額をお支払いいただく場合があります。

(4) 利用者が新型コロナウイルス、インフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師および保健所が判断した場合、所属先で感染拡大がある場合は、サービスは利用できません。原則として、園（学校）の通園（学）基準に沿ったサービス提供をしています。

(5) 利用当日に、利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、利用者の同意を得て、サービスの変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じた利用料金を請求します。

(6) サービスの変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等の必要な調整をします。

(7) 市町村が決定した「支給量」及び当事業所のサービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

【保育所等訪問支援】

訪問サービスの利用日に、所属する保育所・学校等施設を欠席する場合は、当事業所およびご利用保育所・学校等に必ず連絡を入れてください。

9. サービス実施の記録について

①サービス実績記録票の確認 本事業所では、サービス提供ごとにサービス実績記録票にサービス内容、実施日時、時間を記録しお渡ししています。サービス実績記録票を確認いただき内容に間違いがないか確認の上、押印をお願いいたします。

②ご利用者の記録や情報の管理、開示について 本事業所では、関係法令に基づいてご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用はご利用者の負担となります。）

10. 個人情報保護

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても他に漏らしません。

(2) 利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) 利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。ただし、放課後等デイサービス計画を作成した際に利用者に同意を得ている場合には、この限りではありません。

(4) 利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとします。

11. 苦情の受付について

本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談窓口は下記です。

事業所受付	サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。 苦情受付窓口：受付担当者 苦情解決責任者：管理者兼児童発達管理責任者 島田 麻也子 苦情受付時間 月曜日～金曜日 10：00～16：00 電話番号 070-1454-7386 080-7422-2155(島田)
--------------	---

行政機関 その他苦情受付機関	霧島市役所 長寿・障害福祉課 霧島市国分中央3丁目45番1号 TEL 0995-45-5111 FAX 0995-45-1900 始良・伊佐地域振興局 地域保健福祉課 霧島市隼人町松永3320-16 TEL 0995-44-7963 FAX 0995-44-7968 霧島市社会福祉協議会 霧島市国分中央3丁目33-10 電話番号 0995-45-1557
---------------------------------	--

12. 虐待防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権擁護・虐待防止の為に、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する苦情解決体制を整備しています。前項の苦情受付窓口にて受け付けています。
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

13. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、囑託医または必要に応じて受診機関の主治医に連絡する。または、救急病院に搬送するなどの必要な措置を講ずるほか、管理者・ご家族等へ連絡を行います。

14. 協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認を頂いています。

医療機関の名称 鹿児島医療生活共同組合 国分生協病院 院長名 記載省略 所在地 鹿児島県霧島市国分中央3丁目38-14 電話番号 0995-45-4806 診療科 内科、小児科、救急科

15. 非常災害時の対応

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

非常時の対策	消防計画及び地震災害時マニュアルより対応します。
防災訓練	別途に定める防災計画により対応します。消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施します。その他、防災設備の設置、点検を行います。
防災設備	消火器、避難誘導灯 ※カーテン等の布類は防火性のあるものを使用しております。
消防計画	防災管理者：島田 麻也子

【保育所等訪問支援】

サービス提供中に、利用児童の病状に急変が生じた場合、その他緊急を要する場合は、訪問先施設のスタッフの指示に従い対処するものとします。また、緊急時における状況や対応を記録し、報告することと致します。

16. スポーツ保険への加入

本事業所は、「スポーツ保険」に加入しています。損害が起きた場合には、「スポーツ保険」の範囲で補償します。

17. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

(1) 通所受給者証の確認

- ・市町村が決定した障害児通所支援の範囲内で、契約したサービスを提供します。
- ・受給者証の変更または更新があった場合は、速やかに申し出てください。
- ・受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。

(2) 設備・器具の使用

・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。

(3) 貴重品の管理

・利用者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、事業所で負うことはできません。

(4) 政治・宗教・営利活動

・利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者や職員に対して、迷惑を及ぼすような政治活動、宗教活動、営利活動はご遠慮ください。

(5) 衛生保持

- ・事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。

(6) 保育所等訪問支援における協力・連絡のお願い

- ・サービスの利用にあたっては、保護者は利用児童の集団適応のために所属する保育所等施設のスタッフやその集団を運営する機関との協力のもと、共に意欲的に取り組まれるようお願いいたします。
- ・保護者は、予め利用に関して所属先に対して、説明をしてください。

(7) 安全計画・感染症予防・業務継続計画等

事業所は、安全計画、感染防止対策マニュアル、業務継続計画、事故防止対策マニュアル等に基づき、児童の安全確保、感染症及び食中毒の予防、災害・感染症等発生時のサービス継続に必要な取組を行います。

事業所は、身体拘束等を原則として行いません。緊急やむを得ず行う場合は、必要な説明及び記録を行います。

重要事項説明確認・同意欄

令和 年 月 日

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業者の名称	特定非営利活動法人パレット&キャンバス
施設名	キャンバスアート
施設所在地	〒899-4322 鹿児島県霧島市国分福島 2-2319-8
連絡先	080-7422-2155 / 070-1454-7386
説明者名	島田 麻也子

私は、本書面に基づいて事業者から、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に関する、キャンバスアートの利用について重要事項の説明を受け同意しました。

(保護者)

利用者氏名	
住所	
氏名	印
利用者との関係	()

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）は、個人情報について、下記の内容で事業者が使用、提供することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供にあたり、円滑にサービスを実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3. 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関わる情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

特定非営利活動法人パレット&キャンバスキャンバスアート 宛

令和 年 月 日

特定非営利活動法人パレット&キャンバス キャンバスアート 宛

（保護者）

利用者氏名	
住所	
氏名	印
利用者との関係	()

写真・映像の使用に係る同意書

法人及び事業所の取組みにおいて、賛同・応援者を得ていく目的で、広く情報を発信しています。情報発信に当たり、利用者様・ご家族様の写真・映像（顔写真を含む）を使用させていただく場合があります。写真・映像は肖像権を含む重要なプライバシーであるため、本書面において利用者様・ご家族様の写真の使用についての同意書をいただきたくお願いいたします。

【写真・映像の使用が想定されるもの】

1. 事業所における利用者様及びご家族様等への発信
2. 法人のパンフレット・ホームページ・SNS 発信
3. その他、紙媒体又は電子媒体での情報発信

写真・映像の使用についてホームページ・SNS での写真・映像の使用について

※ 本書面の同意の有無は、法人事業所のサービス利用契約及びサービス提供に影響を与えません（本書面の同意が得られないことのみをもって、事業所がサービス契約を解除する、必要なサービスを提供しないことはありません）。

令和 年 月 日

写真・映像の使用について	同意する ・ 同意しません
パンフレット・チラシでの写真・映像の使用について	同意する ・ 同意しません
ホームページ・SNS での写真・映像の使用について	同意する ・ 同意しません

令和 年 月 日

（保護者）

利用者氏名	
住所	
氏名	印
利用者との関係	()